

熊本市人権啓発市民協議会 会則

(目的)

第1条 この会は、社会における多様な人権課題やニーズに応えるため、基本的人権の尊重を理念とし、地域住民、民間企業、関係機関及び団体等が連携・協働し、熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向けて、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進するとともに、関連情報や人権啓発手法等の共有化及びネットワーク化を積極的に図っていくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、熊本市人権啓発市民協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、人権に関する次の事業を行う。

- (1) 啓発及び広報・周知
- (2) 会員の研修及び課題解決に向けた検討並びに指導者の養成
- (3) 会員相互の交流及び情報交換の促進
- (4) 情報収集及び調査研究
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる企業、団体等で、本会の目的に賛同するもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 本市内に事業所又は事務所を有する企業及び団体
- (2) 本市内に所在する関係行政機関

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長には、熊本市長をもって充てる。

3 副会長は、理事の互選による。

4 常務理事には、熊本市の人権行政の主管局長をもって充て、任期は在職期間とする。

5 理事は、本会の構成企業、関係機関、団体等の長のうちから会長が指名する。

6 理事の任期は、指名を受けた日から指名を受けた日の属する年の翌年に開催される総会の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

7 監事は、直近に任期が満了した理事のうちから会長が指名する。

8 監事の任期は、指名を受けた日から指名を受けた日の属する年の翌年に開催される総会の前日までとする。ただし、当該総会までは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 常務理事及び理事は、本会の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計について監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は通常年1回開催し、理事会は必要に応じ開催する。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となるものとする。
- 4 理事会は、常務理事が招集し、その議長となるものとする。
- 5 会議は、過半数の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第8条 総会は、役員及び本会の構成企業、関係機関、団体等の長全体で構成し、次の事項を決定し、又は承認する。

- (1) 会則の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算並びに決算に関する事項
 - (3) 役員の選出に関する事項
 - (4) その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の事業計画及び予算に関する事項については、予算が成立するまでの期間前年度の収支予算の例に準じ、収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出については、新たに成立した予算の収入支出とみなすものとする。

(理事会)

第9条 理事会は、役員で構成し、本会の組織運営に関する基本的事項及び事業活動に関する重要事項について審議し、総会に議案を上程する。

(啓発担当者)

第10条 会員である企業、団体等に、会員内部の啓発及び本会との連絡を担う啓発担当者を置くものとする。

(企画運営委員会)

第11条 理事会に企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会は、様々な業種の会員で構成することとし、定員を12名以内とする。
- 3 企画運営委員会の委員は、会員のうちから常務理事が選定し、理事会で承認を受けるものとする。
- 4 企画運営委員会に委員の互選による代表及び副代表を置く。
- 5 代表は、必要に応じ企画運営委員会を招集し、会務を総理する。
- 6 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 企画運営委員会の委員の任期は、承認を受けた日から承認を受けた日の属する年の翌年開催される総会の前日までとし、再任を妨げない。ただし、再任は3回以内とする。
- 8 企画運営委員会は、次の事務を処理し、事務局に提案し、又は理事会に報告する。
 - (1) 本会運営についての具体的提案及び助言
 - (2) 啓発事業及び交流・研修事業の企画立案と支援
 - (3) 前号の事業に関する調査研究
 - (4) その他必要と認められる事務
- 9 企画運営委員会(書面決議を含む)が開催されるときは、委員に1回につき2千円の謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第12条 本会の事業活動に関する事務を処理するため、熊本市人権政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、熊本市人権推進部長をもって充てる。

3 事務局に事務局次長を置き、熊本市人権政策課長をもって充てる

4 事務局に事務局員若干名を置く。

5 事務局長は、理事会の承認を得て、その処理する事務に関し規程を制定することができる。

(経費)

第13条 本会の事業活動に関する経費は、会員の会費並びに市負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 会員は、会費として毎年度5千円を本会に納付するものとする。

2 会費の納付時期は、原則年度始めとする。ただし、新たに入会した場合の納付時期は、入会した時とする。

3 年度途中において会員が退会した場合は、既納の会費は返還しないものとする。

4 会費の納付は、銀行振込、郵便振替又は現金持参のいずれかによるものとする。

(会費の減免)

第16条 会費の納付が一時的に困難な場合又は不可能な場合であって、会員からの申出があり、会長が必要と認めるときは、前条第1項の会費を減額し、又は免除することができるものとする。

2 会員が行政機関である場合は、会費は免除する。

3 差別を受ける当事者及びその家族とその支援者をもって組織する団体で、営利を目的とし

ない団体が入会を希望する場合は会費を免除することができるものとする。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるところによる。

附 則

この会則は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年7月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月31日から施行する。

附 則
この会則は、平成13年5月14日から施行する。

附 則
この会則は、平成14年5月15日から施行する。

附 則
この会則は、平成15年5月9日から施行する。

附 則
この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成17年5月17日から施行する。

附 則
この会則は、平成24年5月16日から施行する。

附 則
この会則は、平成25年5月27日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年6月12日から施行する。

附 則
この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則
この会則は、令和5年5月31日から施行する。